

第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務

企画提案実施要領

本件への参加に際しては、必ずこの「第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務企画提案実施要領（以下「実施要領」という。）」をお読みください。また、次の事項にご留意ください。

- (1) 提案者は、本書及びその他交付資料等を熟読し、遵守してください。
- (2) 本件の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、返却しません。

業務主管課（問合わせ先及び提出先）	
担当	さいたま市 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課 政策推進係
所在地	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 (さいたま市役所7階)
TEL	048-829-1338
メールアドレス	shigen-junkan@city.saitama.lg.jp

1 目的

「第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」の策定に係る業務の受託者を企画提案方式により選定することとし、当該選定に係る手続き等については、本要領で定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 件名

「第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務」

(2) 業務内容

別紙「第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおりに

(3) 履行場所

さいたま市環境局資源循環推進部資源循環政策課 外

(4) 委託期間

契約締結日から令和10年7月31日まで

(5) 委託金額

25,619,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

なお、各年度においては以下に示す金額を上限とする。

令和8年度 13,926,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和9年度～令和10年度

11,693,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 支払条件

- ① 令和8年度分の業務に係る委託料については、令和8年度の業務完了後、適法な請求を受理した後に支払う。
- ② 令和9年度及び令和10年度分の業務に係る委託料については、令和10年度の業務完了後、当該2か年度分をまとめて、適法な請求を受理した後に支払う。

3 企画競争を実施する理由

(1) 企画競争を実施する理由

本委託は、「第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」の策定にあたり、現行第4次計画での課題整理、各施策の点検・評価や次期第5次計画策定のための種々の調査、国や県、他市等の状況及び廃棄物の現状把握などを実施し、次期第5次計画における目標に向けた施策展開の検討等を行うものであり、価格競争によらず、高い調査・分析力や企画力に優れた提案者を選定するため、企画競争を実施する。

(2) 参加業者の募集方法

手続きの公正性、公平性、透明性及び客観性の確保の観点から、広く企画提案を募集し、最も優れた提案をした事業者を選定する公募型プロポーザル方式で行う。

4 応募資格

本件に参加する事業者は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 令和3年度から令和7年度の間、国、都道府県、市区町村、独立行政法人又は公営企業の計画策定の実施にあたり、別紙「第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務 要求水準書」と同種業務委託の履行実績を有している者。
- (2) 「一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会」の会員で、「廃棄物関連業務」の実施可能分野で、「2. 一般廃棄物処理基本計画、循環型社会形成推進地域計画等関連業務」において業務実績を有している者。
- (3) この告示をした日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、営業品目に「計画策定業務」の記載がされている者。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (5) 本プロポーザルの周知（通知）日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

5 応募書類等の交付

本件に参加する事業者に対し、下記の書類を無償で交付する。

- (1) 交付場所
「16 事業所管課（問合せ先及び提出先）」を参照
- (2) 交付期間
「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照
- (3) 交付資料
 - ① 第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務 要求水準書
 - ② 第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務 企画提案実施要領
 - ③ 第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務 企画提案様式
- (4) その他
交付資料については、さいたま市ホームページ（トップページ＞事業者向けの情報＞届出・手続き＞入札・契約＞お知らせ）においてもダウンロード可能。

6 本件に関する説明会

- (1) 本件に関する説明会は開催しない。
- (2) 本件の内容に関する質問がある場合については、「8 質問及び回答」を参照すること。

7 本件への参加意思の表明

本件に参加する事業者は、以下のとおり参加意思表明書を提出すること。

- (1) 提出書類
「別表3 様式一覧」中の様式1 参加意思表明書
- (2) 提出方法
持参または郵送
- (2) 提出先
「16 事業所管課（問合せ先及び提出先）」を参照
- (4) 提出期限
「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照

8 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、以下の方法で質問を行うことができる。
なお、質問に際しては、以下の事項を遵守すること。

- (1) 受付期間
「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照
- (2) 質問方法
「別表3 様式一覧」中の様式2 質問書に記載し、電子メールにより提出すること。
※ 電子メール以外の方法による質問には回答しない。
※ 受付期間外の質問には回答しない。
※ 電子メールの件名は「【質問・事業所名】第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務」とすること。
※ 電子メールの送信後、必ず「16 事業所管課（問合せ先及び提出先）」へ受信確認の電話連絡を行うこと。
- (3) 提出先
「16 事業所管課（問合せ先及び提出先）」を参照
- (4) 回答
質問の内容及び回答は、令和8年5月11日（月）までに、さいたま市ホームページ（トップページ＞事業者向けの情報＞届出・手続き＞入札・契約＞お知らせ）に公開する。
※ 質問者の名称は非公開とする。

9 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の内容

「第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務 要求水準書」を参照のうえ、「別表4 提出書類一覧」に示す書類を提出すること。

(2) 企画提案書等の提出

① 提出書類

「別表4 提出書類一覧」を参照

② 提出方法

持参または郵送

③ 提出先

「16 事業所管課（問合せ先及び提出先）」を参照

④ 提出期限

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照

(3) 企画提案書等の受理

① 書類の不備・不足等が確認された場合は、企画提案書等を受理しない。

② 「別表4 提出書類一覧」で指定する書類以外は、受理しない。

(4) 企画提案書等の取扱

① 提出書類は返却しない。

② 「別表2 企画提案実施スケジュール」中の企画提案書等提出期間以後の書類の追加、再提出、差替、内容変更は認めない。

③ 配置予定の技術者等は、原則として変更できないものとする。

10 企画提案会の実施

企画提案書を補完するため、企画提案会（プレゼンテーション）を実施する。

(1) 実施日時、場所

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照

※ 詳細は、「別表3 様式一覧」中の様式1 参加意思表明書を提出した者に対し、郵送により別途通知する。

(2) 実施方法

提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーション（説明15分、質疑応答5分）を行う。

※ 出席者は4名以内とする。

※ 説明資料は企画提案書のみとし、追加資料の持込は禁止する。なお、説明者用のパソコンの持込は可とする。

※ 審査は非公開とする。録音録画等も禁じる。

11 審査・選定

(1) 企画提案については、企画審査委員会が「別表1 審査基準表」に基づき審査を実施し、総合的な評価により企画提案の順位を決定する。

なお、審査の段階で本市の要求水準を満たさないものであると判断した場合は、順位付けの対象としない。

- (2) (1)に記載する企画提案の評価結果により、最も順位が高かったものを第一契約候補者として選定する。なお、すべての企画提案が本市の要求水準を満たさないものであると判断した場合は、第一契約候補者を選定しない場合がある。
- (3) 評価の結果は、他の企画提案者の名称、得点も含めて「10 企画提案会の実施」による企画提案会に参加したすべての者に通知する。

12 辞退届

「別表3 様式一覧」中の様式1 参加意思表明書の提出後、本件への参加を辞退する場合は、速やかに下記書類を提出すること。

- (1) 提出書類
「別表3 様式一覧」中の様式3 辞退届
- (2) 提出方法
持参または郵送（事前に電話連絡を行うこと）
- (4) 提出先
「16 事業所管課（問合せ先及び提出先）」を参照

13 参考資料

本市が所有する次の資料は、企画提案の参考とするため、貸与することができる。

- (1) 「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画（改定版）」
- (2) 「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画（改定版）」資料編
- (3) 「さいたま市災害廃棄物処理計画（改定版）」
- (4) 「さいたま市一般廃棄物処理基本計画改定に伴う市民意識調査（令和3年度）報告書」
- (5) 「さいたま市家庭ごみの組成分析業務 報告書」（令和4年2月）
- (6) 「清掃事業概要」 令和3年度版～令和7年度版

14 スライド条項の適用について

- (1) 本案件は、「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）」を適用する契約です。

あらかじめ設定した賃金水準等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。従って、2年目以降の賃金及び物価の変動を見込む必要はありません。

なお、スライド制度の詳細については、以下のさいたま市HPをご覧ください。
さいたま市HP

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p123848.html>

- (2) 変更金額の算出方法等は、「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

(3) 落札者は、以下のとおり「契約金額内訳書」を提出してください。

ア 提出期限

落札者の決定を通知した日の翌日（休日を除く）から起算して7開庁日まで

イ 提出先

「16 事業所管課（問合せ先及び提出先）」を参照

15 その他

- (1) 本件手続きに係る費用は、全て参加者の負担とする。なお提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (2) 企画提案の内容が、業務委託の内容としてそのまま実施されるとは限らない。
- (3) 本企画提案に関して知り得た情報は、本市の許諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は本市に帰属するものとする。
- (5) 提出された企画提案の内容は、本業務委託仕様書の一部とみなす。なお、企画提案の内容の変更については、受注者と市で協議の上、市が対応を決定することとする。
- (6) 本企画提案に関して、追加すべき情報があった場合には、本市ホームページに記載するものとする。
- (7) その他、業務遂行上発生した問題などについては、受注者と市で協議の上、市が対応を決定することとする。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ② 審査の公平性を害する行為があった場合
 - ③ 「10 企画提案会の実施」による企画提案会に参加しなかった場合
 - ④ 見積金額が「2 委託業務の概要」で示す事業費限度額を超えている場合

16 事業所管課（問合せ先及び提出先）

所管課	さいたま市 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課 政策推進係
所在地	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
TEL	048-829-1338
FAX	048-829-1991
E-mail	shigen-junkan@city.saitama.lg.jp

別表1 審査基準表

項目	提案内容	審査の視点	配点
1 事業実績及び運営体制			
(1)類似事業の実績 ※一般廃棄物処理基本計画の策定	・事業者の実績	・人口 20 万人以上の自治体における一般廃棄物処理基本計画策定業務の受託実績件数（対象期間：令和3年4月～令和8年3月）	5
	・技術者の実績	・人口 20 万人以上の自治体における一般廃棄物処理基本計画策定業務に担当技術者以上の役割で従事した件数（対象期間：令和3年4月～令和8年3月）	
(2)類似事業の実績 ※食品ロス削減推進計画の策定	・事業者の実績	・人口 20 万人以上の自治体における食品ロス削減推進計画策定業務の受託実績件数（対象期間：令和3年4月～令和8年3月）	5
	・技術者の実績	・人口 20 万人以上の自治体における食品ロス削減推進計画策定業務に担当技術者以上の役割で従事した件数（対象期間：令和3年4月～令和8年3月）	
(3)類似事業の実績 ※生活排水処理基本計画の策定	・事業者の実績	・人口 20 万人以上の自治体における生活排水処理基本計画策定業務の受託実績件数（対象期間：令和3年4月～令和8年3月）	5
	・技術者の実績	・人口 20 万人以上の自治体における生活排水処理基本計画に担当技術者以上の役割で従事した件数（対象期間：令和3年4月～令和8年3月）	
(4)類似事業の実績 ※循環型社会形成推進地域計画の策定	・事業者の実績	・人口 20 万人以上の自治体における循環型社会形成推進地域計画策定業務の受託実績件数（対象期間：令和3年4月～令和8年3月）	5
	・技術者の実績	・人口 20 万人以上の自治体における循環型社会形成推進地域計画に担当技術者以上の役割で従事した件数（対象期間：令和3年4月～令和8年3月）	
(5)事業全体スケジュール	・事業全体に係るスケジュール	・実現性が確保されたスケジュールとなっているか。	4
(6)事業の運営体制	・事業の運営体制	・事業を実施するための人員・体制は妥当か。	4
2 業務内容			
(1)一般廃棄物処理基本計画の策定	・現計画における課題の整理及び総括	・本市の状況を理解し、現行計画の内容を踏まえ、新たな計画において本市が留意すべき課題を整理できる内容になっている。 ・国や県などの動向や社会情勢を踏まえた提案となっている。	48
	・計画の策定	・「現計画における課題の整理及び総括」を踏まえた提案となっているか。 ・脱炭素の推進に資するような市民及び事業者に分かりやすく、波及効果が期待できるものとなっているか。 ・「ごみの排出抑制のための方策」について実現性、継続性など効果検証はされているか。	
(2)食品ロス削減推進計画及び生活排水処理基本計画、循環型社会形成推進地域計画の策定	・食品ロス削減推進計画及び生活排水処理基本計画、循環型社会形成推進地域計画の策定	・検討等すべき事項について、本市の自然的・社会的・地域的特性に当てはめて整理されているか。 ・企画提案の内容が独創性を伴うものである。	24

別表2 企画提案実施スケジュール

告示	
令和8年4月22日(水)	
・企画提案募集開始	
応募書類等の交付期間	
令和8年4月22日(水) から令和8年5月26日(火) 午後4時まで	
・「14 事業所管課(問合せ先及び提出先)」で交付。 ・さいたま市ホームページ(トップページ>事業者向けの情報>届出・手続き>入札・契約>お知らせ)においてもダウンロード可能。	
参加意思表明書提出期間	
令和8年4月22日(水) から令和8年5月13日(水) 午後4時まで	
・「別表3 様式一覧」中の様式1 参加意思表明書により提出すること。	
質問受付期間	
令和8年4月22日(水) から令和8年5月8日(金) 午後4時まで	
・「別表3 様式一覧」中の様式2 質問書に記載し、電子メールにより提出する。	
質問に対する回答	
令和8年5月11日(月) までに実施	
・質問の内容及び回答は、さいたま市ホームページに公開する。 ※ トップページ>事業者向けの情報>届出・手続き>入札・契約>お知らせ	
企画提案書等提出期間	
令和8年4月22日(水) から令和8年5月26日(火) 午後4時まで	
・提出書類は「別表4 提出書類一覧」を参照。	
企画提案会	
令和8年5月28日(木) 実施予定	
・詳細は郵送により通知する。	
結果通知	
令和8年6月上旬を予定	
・郵送により通知する。	
契約	
令和8年6月19日(金)を予定	

※ 「応募書類等の交付期間」、「参加意思表明書提出期間」、「質問受付期間」、「企画提案書等提出期間」については、さいたま市の休日を守る条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除き午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

別表3 様式一覧

No.	書類名	様式番号
1	参加意思表明書	様式1
2	質問書	様式2
3	辞退届	様式3
4	見積書	様式4
5	委任状	様式5

別表4 提出書類一覧

No.	書類名	提出部数	提出期限（必着）
1	参加意思表明書（様式1）	1部	令和8年5月13日（水） 午後4時
2	<p>企画提案書</p> <p>企画提案書には、以下項目を記載すること。</p> <p>(1) 業務経歴</p> <p>① 会社概要</p> <p>② 人口20万人以上の自治体における一般廃棄物処理基本計画の策定業務の受託実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）</p> <p>※計画改定業務も含む</p> <p>※令和3年4月から令和8年3月まで</p> <p>(2) 業務体制等</p> <p>① 第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務担当編成表</p> <p>② 配置予定の技術者（管理技術者、担当技術者）の人口20万人以上の自治体における一般廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理計画の策定業務の従事実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要、業務における役割等）</p> <p>※計画改定業務も含む</p> <p>※令和3年4月から令和8年3月まで</p> <p>(3) 業務基本方針</p> <p>第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務の策定に向けた業務基本方針をA4版2ページ以内に明記すること。</p> <p>(4) 具体的実施方法</p> <p>別紙「第5次さいたま市一般廃棄物処理基本計画策定等支援業務 要求水準書」の「6 業務内容」について、具体的な実施手法及び期待できる成果などをA4版6ページ以内で明記すること。</p> <p>(5) 工程計画表</p>	<p>書面3部 及び PDF形式の 電子デー タを格納 したDVD-R</p>	令和8年5月26日（火） 午後4時
3	<p>見積書（様式4）</p> <p>※ 代理人をして見積をさせる場合は、委任状（様式5）を提出し、見積書には代理人の記名押印をすること。</p> <p>※ 見積書には、積算内訳書（様式任意）を必ず添付すること。</p>	1部	